平成30年度 狩猟免許試験実施要領

福井県

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)第 41 条の規定に 基づき、下記のとおり狩猟免許試験を実施します。

なお、狩猟をしようとする方は、法第2条第6項に規定する法定猟法の種類に応じた狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得した後、狩猟をしようとする都道府県で、毎年狩猟者登録を行う必要があります。

1 狩猟免許の種類

免許の種類	法定猟法の種類(使用できる猟具の種類)
網猟免許	網(むそう網、はり網、つき網、なげ網)
わな猟免許	わな(くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな)
第一括法巡 名新	装薬銃(ライフル銃・散弾銃)
第一種銃猟免許	空気銃(圧縮ガス銃を含む。)
第二種銃猟免許	空気銃(圧縮ガス銃を含む。)

[※]ただし、狩猟免許は3年ごとに更新が必要です。

2 狩猟免許試験日程

試験は、次のとおり開催します。受験には受験申請が必要です。

	実施日時	試験会場
第1回	平成30年7月8日(日)	リブラ若狭
新 I 凹	$9:30{\sim}16:30$	(三方上中郡若狭町中央 1-2)
笠 0 同	平成 30 年 7 月 29 日 (日)	福井県立大学永平寺キャンパス共通講義棟
第2回	9:30~16:30	(吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1)

[※] 第3回狩猟免許試験については冬に開催する予定です。

3 狩猟免許申請期間

第1回 平成30年5月1日(火)から平成30年6月8日(金)まで 第2回 平成30年5月1日(火)から平成30年6月29日(金)まで

4 実施要領、狩猟免許申請書の入手・提出先

住所地を所管する各農林総合事務所や嶺南振興局で狩猟免許申請書を入手し、必要事項を 記入のうえ、入手した事務所に提出してください。

受験者の住所地	実施要領・申請書の入手先、申請書提出先		
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課		
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課		
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課		
越前市、鯖江市、池田町、南越前町	丹南農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課		
越前町	丹南農林総合事務所 林業部 丹生林業·木材活用課		
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 二州農林部 林業水産課		
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	嶺南振興局 林業水産部 林業・木材活用課		

※ なお、(一社) 福井県猟友会でも、**実施要領と狩猟免許申請書を入手**できますが、**狩猟免 許申請書は上記事務所に提出**してください。

5 狩猟免許試験について

(1) 受験資格

福井県内に住所を有する方で、法第 40 条第 2 号から第 6 号のいずれにも該当しない方。ただし、網猟免許およびわな猟免許については 18 歳以上(試験日現在)の方、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については 20 歳以上(試験日現在)の方に限ります。

(2)試験内容

試 験 内 容		網猟免許 わな猟免許	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
	視力	0	0
適性試験	聴力	0	0
	運動能力	0	0
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	0	0
知識試験	鳥獣に関する知識	0	0
大山 郎 武物央	猟具に関する知識	0	0
	鳥獣の保護管理に関する知識	0	0
	猟具の取扱い	0	0
技能試験	鳥獣の判別	0	0
	距離の目測		0

※ 現に取得している有効な狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を取得しようとする方は、「知識試験」のうち、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「鳥獣に関する知識」および「鳥獣の保護管理に関する知識」が免除されます。

(3) 合格基準

① 適性試験の合格基準は次のとおりです。

科	目	合格基準		
視		網猟免許わな猟免許	視力(万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。)が両眼で 0.5 以上であること。 ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。	
	力	第一種銃猟免許第二種銃猟免許	視力(万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。	
聴	力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。		
ないこと。 変動能力		ないこと。 ただし、狩猟を の障害がある者 ことにより狩猟	うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害が 安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹 については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずる を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるもので	

② 知識試験および技能試験の合格基準は、それぞれ 70%以上です。

(4) 狩猟免許試験の申請手続

① 狩猟免許申請書 1通

2種類以上の免許を同時に受験する場合も、免許の種類ごとに申請書の提出が必要です。

② 狩猟免許申請手数料(福井県収入証紙による。)

金額	免許1種類につき 5,200 円 (現に有効な狩猟免許を取得している方が、これと異なる種類の狩 猟免許を取得しようとする場合は、免許1種類につき 3,900 円)
納付方法	福井県収入証紙を狩猟免許申請書に貼って納付してください。 福井県収入証紙は福井銀行等で購入できます。

※希望する試験の種別ごとに手数料が必要です。同時に2種類の試験を申請する場合の手数料は10,400円となります。(現に有効な狩猟免許を所持する方が同時に2種類の試験を申請する場合の手数料は7,800円となります。)

③ 写真 1枚

申請前6か月以内に撮影したもの。

無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦 $3.0 \text{ cm} \times$ 横 2.4 cm で、裏面に氏名および撮影 年月日を記入したもの(カラーコピー不可)。

④ 猟銃・空気銃所持許可証の写し

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合のみ。

⑤ 医師の診断書 1通

申請前6か月以内に診断されたもの。

申請者が法第 40 条第 2 号から第 4 号のいずれにも該当しないことを証するもの。(表 1、 2 を参照)

※ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号の いずれにも該当しないことを証する。」というように、証明内容を明確に記載してく ださい。

(記載例は福井県ホームページを参照ください。)

ただし、④猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した方は、医師の診断書を提出する必要はありません。

〈表 1〉 法第 40 条第 2 号から第 4 号

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第6号の場合にあっては、 取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。

- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに 支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(表2を参照)にかか っている者
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(前三号に該当する者を除く。)

⟨表 2⟩

法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 統合失調症
- 二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
- 三 てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って 行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

⑥ 返信用封筒 (受験票送付用) 1通

82 円郵便切手を貼り、申請者本人あての郵便番号、住所、氏名を記入したもの。

6 合格者の発表について

試験終了後、受験者に郵送で合否を通知し、合格者には住所地を所管する各農林総合事務所および嶺南振興局を通じて9月下旬に狩猟免状を交付します。

また、試験結果について、希望者は、合格発表の日から1か月間、福井県安全環境部自然環境 課内において福井県個人情報保護条例第 24 条による口頭での開示請求を行うことができます。 開示する内容は、受験者本人の知識試験、技能試験の得点および適性試験の合否です。

<問合せ先>

名称	所 在 地	郵便番号	電話番号	
福井県安全環境部	福井市大手 3 丁目 17-1	010.0500	0776 (20) 0306	
自然環境課	福井県庁	910-8580	0776 (20) 0306	
福井農林総合事務所	福井市松本 3 丁目 16-10	910-8555	0776 (21) 8213	
林業・木材活用課	福井合同庁舎	910-9999		
坂井農林総合事務所	坂井市三国町水居 17-45	019-0511	0776 (81) 3223	
林業・木材活用課	坂井合同庁舎	913-8511	0776 (81) 3223	
奥越農林総合事務所	大野市友江 11-10	912-0016	0779 (65) 1492	
林業・木材活用課	奥越合同庁舎		0779 (65) 1492	
丹南農林総合事務所	越前市上太田町 41-5	915-0882	0778 (23) 4961	
林業・木材活用課	南越合同庁舎	910-0002	0778 (23) 4901	
丹南農林総合事務所	丹生郡越前町内郡 14-36	010 0145	0778 (34) 1790	
丹生林業・木材活用課	丹生分庁舎 (越前町管轄)	916-0147		
嶺南振興局林業水産部	小浜市遠敷 1 丁目 101	017 0007	0770 (56) 2218	
林業・木材活用課	若狭合同庁舎	917-0297		
嶺南振興局二州農林部	敦賀市中央町1丁目7-42	014 0011	0770 (22) 0291	
林業水産課	敦賀合同庁舎	914-0811	0770 (22) 0291	

<狩猟関係団体>

	名	称	所 在 地	郵便番号	電話番号
	(一社)福井県猟友会	福井市松本 3 丁目 16-10	910-0003	0776 (22) 7206	
		福井県職員会館ビル4階			